

納税義務者がお亡くなりになられた際のお手続きについて

【固定資産税・住民税・軽自動車税等】

納税義務者がお亡くなりになられても、納めていただく町税がある場合には、ご相続人様に納めていただくことになります。

また、土地・家屋や軽自動車・原動機付自転車（以下原付）等の所有者がお亡くなりになられた場合、所有者を変更していただく必要がございます。以下の「所有者の変更について」をご確認ください。

所有者の変更について

土地・家屋や軽自動車・原付等の所有者を変更される場合は、各管轄所で手続きが必要です。必要な書類等は各管轄所に直接お問い合わせください。

土地・家屋	登記の名義変更については 大阪法務局 池田出張所 住所：大阪府池田市満寿美町9番25号 電話：072-751-3342
	未登記家屋については 能勢町役場 理財課税務担当 電話：072-734-0153
原付（125cc以下） ミニカー 小型特殊自動車（農耕用を含む）	能勢町役場 理財課税務担当 電話：072-734-0153
二輪の軽自動車（125cc超250cc以下） 二輪の小型自動車（250cc超）	近畿運輸局 大阪運輸支局 住所：大阪府寝屋川市高宮栄町12-1 電話：050-5540-2058（自動音声037）
三輪、四輪の軽自動車（ミニカー除く）	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所 住所：大阪府高槻市大塚町4丁目20-1 電話：050-3816-1841

【裏面もご確認ください。】

固定資産税について

大阪法務局池田出張所にて相続登記を行ってください。

※ 登記の際に必要な「評価証明書」は固定資産税の納税通知書に添付している課税明細書で替えることができます。

固定資産税の納税義務者は1月1日時点での登記上の所有者となります。12月31日までに相続登記の手続きを行い、所有者を変更してください。お亡くなりになられた年の12月31日までに相続登記の手続きが完了していない場合は「固定資産現所有者申告書」をご提出ください。

税務係で納税義務者の方がお亡くなりになられたことが確認できた場合は、ご相続人様に「固定資産現所有者申告書」を送付いたします。期限までにご提出ください。

未登記家屋を所有していた場合は、未登記家屋の表示登記を大阪法務局池田出張所にて行ってください。当面、表示登記を行う予定がない場合は、「家屋補充課税台帳変更申請書」を理財課税務担当に提出いただき、未登記家屋の所有者を変更してください。

住民税について

住民税の納税義務者は1月1日時点で能勢町にお住まいの方になります。1月2日以降にお亡くなりになられても、その年の住民税は納めていただく必要があります。

給与や年金からの特別徴収（差し引き）にて住民税を納められていた場合は特別徴収が停止します。その場合は、特別徴収予定であった住民税の残額を納めていただく必要があります。納税通知書を後日ご相続人様に送付いたしますので、ご納付ください。

軽自動車税について

原付（125cc以下）、小型特殊自動車（農耕用を含む）、二輪の軽自動車（125cc超250cc以下）、二輪の小型自動車（250cc超）、三輪、四輪の軽自動車を所有されていた場合、名義変更もしくは廃車の手続きが必要です。

原付（125cc以下）、小型特殊（農耕車を含む）は能勢町役場の理財課税務担当にて手続きをお願いします。手続きには、認印、原付・小型特殊の標識、標識交付証明書が必要になります。

原付・小型特殊以外の軽自動車の手続きに関してはそれぞれ運輸局、軽自動車検査協会に直接お問い合わせください。